

有線電気通信法の一部を改正する法律

～ 逐条解説 ～

立案の経緯・背景

- 1 法律の公布・施行・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 立案の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2

逐条解説

- 1 3条の2・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 1 8条・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1 2

立案の経緯・背景

1 法律の公布・施行

いわゆるワン切り問題に対応するための「有線電気通信法の一部を改正する法律」(平成14年法律第142号)は、平成14年秋の第155回国会において成立し、同年12月11日に公布された(同月31日施行)。

【参考 成立までの過程】

平成14年10月25日(金)	閣議決定
	国会提出
11月21日(木)	衆議院 総務委員会 質疑・採決(全会一致)
11月26日(火)	衆議院 本会議(全会一致)
12月 3日(火)	参議院 総務委員会 質疑・採決(全会一致)
12月 4日(水)	参議院 本会議(全会一致)
12月11日(水)	公布
12月31日(火)	施行

2 立案の背景

総務省及び各電気通信事業者等においては、ワン切りが社会問題化した昨年秋から、「見覚えのない着信履歴にはコールバックしないこと」や「コールバックしてしまった場合でも、音声サービスの提供を受けなければ料金が発生することはないので、万が一ワン切り業者から料金請求の電話がかかっても、住所、氏名等の個人情報は絶対に教えないこと」といった自衛策についてホームページに掲載するなどして周知を図ってきたところである。

そのような中で、平成14年7月に、NTT西日本の管内において、2度にわたり、ワン切り行為による大量の不完了呼が原因とみられる輻輳が発生し、近畿地方の500万回線以上の加入電話の利用に長時間にわたって支障が生じる事態が発生した。このことにより、ワン切りは単に受信者に迷惑を覚えさせるだけではなく、電気通信ネットワークの輻輳の危険を生じさせるおそれのあるものとしてクローズアップされるようになり、その対策が急務とされるようになった。

このワン切りに関する対応として、平成14年8月、NTT東日本及び西日本は、契約約款を変更し、故意に多数の不完了呼を発生させて輻輳を生じさせるおそれのある行為を行った者に対して契約回線の利用停止、契約解除等を講ずることができることとした。また、移動体通信事業者においても、利用者の端末で設定可能な自衛策(「指定番号着信拒否」や「ステップトーン」など)機能の周知や、受信者からワン切り業者として登録された電話番号からの発信には自動的に課金する等の対策を行っている

る。

しかしながら、このような新たな迷惑通信は、個人の平穏な生活を害するとともに、交換機等に輻輳を生じさせて正常な通信を阻害し、国民一般が電気通信サービスを利用できなくなる危険を招来させるものであることから、法的対応を含めた総合的な対応方策を検討する必要があると認識されるようになり、総務省では平成14年8月から「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」(座長：堀部政男中央大学教授)を開催し、同年10月4日に報告書が取りまとめられたところである。

同研究会の報告においては、様々な対応方策の方向性が示されたが、電気通信ネットワークに輻輳を生じさせるおそれのあるワン切りについて法的規制を加える措置についても早急に検討を進める必要があるとされた。そこで、総務省において検討作業を開始し、有線電気通信法の一部を改正する法律案として法案を策定したものである。

逐条解説

第13条の2 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話（音響又は影像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とせず、多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後、通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、機械的かつ大量の発信行為が電気通信ネットワークに危険性を生じさせるものであることにかんがみ、機械的かつ大量の発信を可能とする装置を用いて行う行為そのものを規制の対象とし、それに対して相応の罰則を課すこととするものである。

携帯電話端末等の着信履歴表示機能を悪用し、受信者に着信履歴に表示された電話番号にコールバックさせて有料の音声サービス等を聞かせることを目的として大量の不完了呼を発生させる迷惑電話（いわゆる「ワン切り」）が近年社会問題化しているところである。これによって生じる問題としては、見知らぬ相手から昼夜を問わず電話がかかってくることにより、受信者の平穏な私生活領域が侵害されて広範な受信者に迷惑がかかるという問題と、機械的かつ大量の不完了呼の発呼行為が行われる場合に、電気通信事業者が設置している交換機等の設備に過度の負荷を与え、交換機の輻輳さらにはシステムダウンを引き起こす危険があるという問題がある。本規定はこのうち後者の問題に着目し、有線電気通信の妨害を引き起こすおそれのある行為を規制する措置を定めるものである。

本規定に定める犯罪（以下便宜的に「機械的不完了呼発信罪」という。）は、本条の構成要件に該当する行為（ワン切り）を行えば、直ちに通信の妨害を引き起こすおそれのある行為として犯罪が成立する（言い換えると通信の妨害の危険の発生は擬制される）という意味で、抽象的危険犯であると解される。したがって、現実には通信の妨害の危険の発生がなかったからといって本罪の成立が左右されるわけではない。

今日、電気通信ネットワークは国民の社会生活を支える重要なインフラとなっており、本条に定めるような装置を用いて意図的に機械的かつ大量の不完了呼を発生させる行為は、それ自体電気通信ネットワークに脅威を与えるものであり、有線電気通信の安全及びこれに対する国民の信頼を保護する見地、ひいては有線電気通信法の目的とする有線電気通信に関する秩序を確立する観点から禁圧する必要性が高い。また、機械的不完了呼を発信した場合であっても、現実には通信の妨害の危険性が具体化するかどうかは電気

通信設備の処理能力やトラヒックの状況といった、行為者の行為自体及びその意図とは無関係の要因によって左右されることになるところ、現実の危険性の発生を要件とすることは行為者を不安定な地位に置くことになり、かえって処罰範囲が不明確になるというおそれもある。こうしたことから、本条においては、通信の妨害のおそれが抽象的であったとしても、機械的不完了呼発信罪の構成要件に該当する行為を一定の危険性のある行為として処罰の対象とするものである。

なお、本条に違反する行為については直罰とされている。本条に該当する行為は、行為自体が社会的に許されないものであり、行為については是正ないし適正化の余地はないものであるし、いったん実行行為を行えば営利事業者とすれば目的が達成されるものであって、その禁圧のためには間接罰によっていたのでは実効性が上がらないことから、直罰とする必要があるものである¹。

【解説】

「営利を目的とする事業を営む者」

現在、社会問題化しているワン切りは、受信者に着信履歴に残った電話番号にかけ直させ、有料の音声サービス等を聞かせることを目的としているものである。言い換えると、このようなワン切りを行う者は受信者に有料番組を聞かせたり、広告等を聞かせることにより、自己の利益に結びつけることを目的として行っているものである。そこで、営利を目的とする事業を営む者が行う行為のみを対象とすることで十分な規制の実益が得られると考えられる。なお、営利事業者以外の者が主体となって不完了呼を生じさせることも考え得るが、利潤の追求をその特質とする営利事業に関連して行われるものではない以上、発信されるワン切りの量はおのずから限界があり、輻輳のおそれまで生じさせるような事態は想定しにくいし、非営利の法人や営利事業を行わない個人の行為までを対象とする場合には、場合によっては他の法益との関係で問題を生じかねないことから、本法律の対象には含めないこととする。なお、営利を目的とする事業を営むかどうかにかかわらず、故意に輻輳を生じさせるような大量の発信行為を行う場合には、既存の有線電気通信法第13条の適用があり得るものである。

(参考) 有線電気通信法(昭和二十八年七月三十一日法律第九十六号)

第十三条 有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

¹ 不完了呼であっても、「符号」を「送信」している以上は、有線電気通信上の「有線電気通信」(同法第2条第1項)あるいは電気通信事業法上の「電気通信」(同法第2条第1号)に該当すると解され、その発信者や発信回数等は通信の秘密として保護される。もっとも、個別の通信とかわからない事項であれば通信の秘密の保護の対象外なので、電気通信事業者がワン切り行為によって被害を受けたという場合には、交換機の設置場所及び型式番号等の当該交換機を特定するために必要な情報並びに交換機を経由した呼の総量及び完了率といったデータであれば、必要がある場合には捜査機関等に対して任意に提出することもできると解される。

「当該事業に関し」

営利目的の事業を営む者がワン切りを行う場合であっても、私怨を晴らす目的とかストーカー目的などのようにその営業とは関係ない行為として行うことも考えられないではない。しかしながら、現実にそのようなワン切りが社会問題化している実態はないし、利潤の追求をその特質とする営利事業に関連して行われるものではない以上、輻輳のおそれまで生じさせるような事態は想定しにくいと考えられる。そこで、本条において規制の対象となる行為は、当該事業に関して行われるものに限定するものである。なお、情報提供事業者から委託を受けた者が、営利を目的とせず無償でワン切り行為を行う場合も考えられるが、通常はそのような場合は情報提供事業者と一体と評価できるものであるから、両罰規定により委託を受けた者及び情報提供事業者ともに罰則を課すことは可能である場合が多いであろう。

また、このほか、情報提供事業者がワン切り業者にワン切り行為を委託し、ワン切り業者と共謀してワン切り行為を行ったという場合には、ワン切り業者を実行犯とする共謀共同正犯が成立することと解される²。

「通話（音響又は影像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とせずに」

「通話」とは、本法律においては「音響又は影像を送り又は受けること」とされている。これは、有線電気通信法第2条第1項に規定される有線電気通信の定義³に対応し、「符号」の送受信及び「符号、音響又は影像を伝える」行為を除外するものとして規定されている。ここで、「音響を送る」というのは、意味のある言語が送信される必要はなく、例えば電話をかけて何も話さないで切るようなもの（無言電話）でも、「通話」に当たるものである。したがって、ここでいう「通話」の状態となるためには、電話において相手と会話できる状態になっていればよく、言い換えると、発信者の端末と受信者の端末との間に通話路が形成されている状態をいうものである。「通話を行うことを目的」としていたかどうかは、装置の機能や設定といった客観的な状況から推認されることとなる。電話をかけた後に肉声あるいは自動音響によりメッセージを送信するようなテレフォンマーケティングは、相手方に音響を送信することを目的としているので、本条の

² ここでワン切り行為の実態について見ると、電話回線を通じて有料アダルト番組等を有料で情報提供している者（以下「情報提供事業者」という。）が自らワン切り行為を行う場合、情報提供事業者の委託を受けた者がワン切り行為を行う場合、が考えられるが、前者の場合には、自ら営利を目的として、情報提供を行い、収益を上げることが「当該事業」に該当しており、後者の場合には、ワン切り行為そのものを他人から請け負って営利を目的として、ワン切り行為を行って対価として利益を得ることが「当該事業」に該当するものであることから、どちらのケースにおいてもワン切り行為そのものは、「当該事業に関し」行われるものとして本条でカバーされていることとなる。

³ 有線電気通信法第2条第1項

この法律において、「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

対象とはならない。

「多数の相手方に」

本条に定める機械的不了呼発信罪は、「多数の相手方」に符号のみを受信させる目的を有していなければならない。ここで「多数」とは、本条の趣旨が、大量の機械的不了呼によって他人が設置する有線電気通信設備に輻輳（特定の有線電気通信設備に対し通信が集中することにより、有線電気通信設備の能力が低下し、他人の通信に障害を生じさせるおそれの高い状態をいう。）を発生することの防止であることに照らし、電気通信ネットワークの輻輳の危険性に結びつく程度の数を意味することになる。具体的にいかなる人数が多数の相手方に該当するかは具体的な状況に応じて、本条の趣旨に照らし社会通念に従って決せられるべきものであるが、「多数」という文言は、本条の趣旨に照らせば、1人ないし数人というレベルでは該当しないと考えられる。多数の相手方に送信する目的があったかどうかは、実際に使用された装置の機能や設定等の客観的な事情から推認することができよう。

本条に規定されているような、有線電気通信設備の使用の開始と終了を自動的に連続して繰り返すという機能を有する装置を電話回線に接続して作動させることはそれ自体ネットワークの安全性に対する潜在的な危険をはらんだ行為というべきであり、規制の必要性が高い。しかしながら、少数の相手方に対してだけしか符号を送信する目的を有していないような場合について現実にネットワークの危険が生じて問題となった例はない上、少数の相手方に対してしか送信する意図がないのであれば、おのずから符号の送信の回数も限られてくることになり、規制の必要性も低いことから、規制の対象としないものである。また、いわゆるIP電話技術のみを用いて、音声や画像のサービスを提供する場合であって、かつ、他人の設置した有線電気通信設備に輻輳を生じさせないことが明らかである場合⁴や、サービス提供相手の同意を得た特定の会員（「多数の相手方」に当たらない場合に限る）に限定するなど、電気通信事業者の設置する有線電気通信設備に輻輳を生じさせないような措置を講じた上で、サービスを提供する場合についても、同様に基本的に本罪の対象とはならないものと解されよう。

「電話をかけて符号のみを受信させることを目的として」

本条で措置の対象となる行為は、「電話をかけて符号のみを受信させることを目的として」行われる必要がある。

「電話」とは、電子メールやファクシミリと並ぶ電気通信メディアの一つとしての電話であり、電話回線や電話機のことをいうのではない。したがって、様々な電気通信メ

⁴ 発信呼数やネットワークの用い方などのために客観的に輻輳が生じないことが明らかなる場合が想定される。

ディアの中で社会通念上「電話」メディアとしてとらえられているもの（具体的には、特定の相手方との間で音声のやりとりをリアルタイムに双方向的に行うもの。加入電話、携帯電話、IP電話等が該当する。）が本条の対象としてとらえられることとなり、電子メールの送受信やウェブ閲覧等は本条の対象とはならない。また、ここで「（電話を）かけて」とは、発信者が電話による通信を開始するために相手方を呼び出そうとする行為（例えば、受話器をとってプッシュホンのボタンを押し、相手方の電話端末に呼び出し音を鳴らせる等）をいい、相手方がそれに応答することまでは要しない。なお、インターネットのダイヤルアップ接続を行う装置の中には、自動的にダイヤルして符号のみを送受信し、通信を終了させる機能を有するものもあるが、これは音声のリアルタイムの通信が予定されたメディアではないことから「電話をかけて」には該当せず、本条の対象外である。

「符号」とは意思、感情、事実などを相手に認識できる形、音、光などの組み合わせにより表現したものをいうものである。本条にいう「符号」に該当するものとしては、具体的には制御のための信号や電気通信番号等が挙げられる。本条に規定する機械的不了呼発信罪は、このような符号だけを受信させる目的をもって実行されることが必要である。逆にいうと符号以外の音響や影像を受信させる目的があるような場合には、外形的にはワン切りに該当する行為を行ったとしても本罪の構成要件には該当しない。なお、電話端末に呼が着信すると電話端末から呼び出し音が鳴るが、これは符号たる発呼信号を受けて端末が反応しているのであって、音響が送られているのではない。

相手方に符号を受信させる目的を有していることが必要であるから、顧客データベースに含まれる電話番号が使用されているかを確認するため、機械的に発呼を行い、受信者端末に信号を受信させることなく交換機の応答の有無を調べる、いわゆる電話番号クリーニングの場合は、この要件を欠くことになり、対象から除外されるものである。また、相手方に符号を受信させることなく単にネットワークを攻撃する目的で行為を行った場合にも、この要件を欠くことになるので、本罪は成立しないものである。もっとも、ネットワークを攻撃する目的をもって有線電気通信設備の機能に障害を生じさせるような行為を行った場合には、既存の有線電気通信法第13条に定める有線電気通信妨害罪が成立する。

「他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置」

先に述べたとおり、ワン切りをする者は、受信者を有料番組等に誘導することにより利益を上げることを目的としている場合がほとんどであるので、大量かつ自動的に不了呼を発信するための装置を用いて、しかも課金を免れるために受信者との間で通話する意図なく発信行為を行うという特質があると考えられる。もっとも、不了呼の発信

を行う者が装置を使わずに手動で電話をかけるという事態もあり得ないわけではないが、このような場合は行為自体に通信妨害に結びつく抽象的な危険さえもないものであり、危険犯の実行行為性を欠くものといわざるを得ない。以上より、本罪の成立には、本条に規定するような有線電気通信設備使用の開始と終了を繰り返す機能を有する装置を使用して発信行為を行うことを要件とするものである。

「他人が設置した」

有線電気通信法上、他人とは設置者以外の者を指すと解されるどころ、公衆網に接続された一般の電話についてみると、電気通信事業者が設置した交換設備、回線設備等が他人が設置した有線電気通信設備となる。

このように他人が設置した有線電気通信設備を使用する装置を用いることを規制の対象としているのは、本罪はあくまで有線電気通信の安全性及びこれに対する国民の信頼を保護するものであるので、他のネットワークと接続されていない自営網の中だけで行われる行為まで規制の対象にすることは相当でないという理由によるものである。

「有線電気通信設備」

有線電気通信法第2条第2項にいう「有線電気通信設備」をいうものである。

「使用を開始」

有線電気通信設備の使用を開始するとは、他人が設置している交換機等の設備の使用を開始したことを意味し、具体的には、発信者側の装置において電気通信回線を通じてつながっている他人の交換機に対して発呼信号を送出し、当該交換機との間において電気的信号の送出が可能となる状態を作り出した時点（一般の電話機についていうと、電話をかけようとする者が受話器を上げて、交換機がそれを検出した時点）をいう。

「通話を行わずに」

「通話」とは、 における通話と同じ意味である。「通話を行わずに」とは、装置が発呼信号や電話番号といった符号の送信を行ったとしても、音響又は映像の送受信を行っていないという意味である。交換機の流す発信音については、人間が聞く限りにおいて音響であるが、装置においてこれを検出する機能を有していたとしても、信号を受信しているのみであって音響を受信しているとは解されない。

通話以外、例えば符号の送信などを行うことがあったとしても、通話を行わない限り「通話を行わずに」に当たるものである。

また、本条にいう「通話を行わずに（直ちに）」とは、他人の設置した有線電気通信設備の使用を開始した後、合理的にみて相手方と通話を行うことが可能な時間を経過する前にという趣旨であることから、この程度の時間を経過しないで他人の設置した有線電

気通信設備の使用を終了するような装置であれば、本条の装置に該当するものである。すなわち、ここでは装置の有する機能として「使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了」すると規定しているものであり、これは装置が客観的に見てそのような機能を有していればよいのであるから、仮にワン切り業者が当該装置を用いるに際して、意図として「相手方が電話に出てしまうようなことがあっても仕方がない」と思っていたとしても、あるいは仮に、相手方が電話をとって通話路が形成されることがあったとしても、本条の装置に該当する。

「直ちに」

「直ちに」とはある行為又は事実とその後に続く行為との近接性を表す言葉であって、日常用語的にいえば「すぐに」ということである。本条においては、「有線電気通信設備の使用を開始」する行為と「有線電気通信設備の使用を終了」する行為との間に時間的近接性が必要ということになるが、どこまでの時間的近接性が必要かという点については、本条が機械的不完了呼による電話ネットワークの輻輳の防止をその趣旨としていることからすれば、およそ人が自分の意思を音響又は映像によるメッセージとして伝えるのに合理的にみて最低限必要な時間使用し続けるものであったかどうかという観点から個別具体的に決められることになると考えられる。

したがって、本条に定められている装置の機能として、合理的に見て通話に必要な時間他人の電気通信設備を使用し続けるものであれば「直ちに」には該当しないが、それを下回るような時間的近接性で使用を終了するような機能であれば「直ちに」に該当することになるものと解される。もっとも、どのような呼出音が鳴るのかは受信端末の機能及び設定によるので、呼出ベルの鳴った回数は判断の基準とはならないものである。

「使用を終了」

「使用を終了」するとは、他人が設置している交換機等の有線電気通信設備の使用を終了することであり、具体的には、発信者側の装置から交換機等に対して通信を切断する信号を送出する行為等が該当するものである。

「動作を自動的に連続して行う」

本条において規定される装置は、他人が設置した有線電気通信設備の使用の開始から同設備の使用の終了までの一連の動作を自動的に連続して行うことを可能とする機能を有するものであることを要する。このような装置は、通話等の通常の電話利用目的においては用いられない装置であって、不完了呼の大量発信を可能とするものであり、本条に定めるような目的を有する者が利用することにより、電気通信ネットワークの輻輳の危険を生ぜしめるものであることから、このような装置を用いて発信行為を行うことを要件としているものである。「連続して行う」とは、有線電気通信設備の使用の開始から

終了までの一連の動作を繰り返して行うということであり、短い時間の連続した動作を断続的に行うような装置であっても、連続する動作がある以上は、本条の対象となる。

「機能を有する」

本条に規定する犯罪を実行するためには、本条に規定される一定の動作を可能とする機能を有する装置を用いる必要がある。本条においては、上記のとおり、装置の仕様として、他人の設置した有線電気通信設備の使用の開始から使用の終了までの一連の動作を自動的に連続して行う機能を有するものであることを規定しているところである。ここで、「機能を有する」というのは当該装置の機能として上記のような機能が備わっていればよく、専らそういった機能のために使用されるものであるかどうかは問わないものである。

「電気通信を行う装置」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、受けることをいうものである（電気通信事業法第2条第1号参照）。すなわち、本条の対象となる装置を「電気通信を行う装置」として限定しているのは、上述のような機能を有しているもののうちでも、例えば単なる電源装置のように電気通信を行わない装置を対象から除外することにより、当該装置が通信手段として用いられるものであることを明らかにするためである⁵。

「用いて」

本条に定める機械的不完了呼発信罪は、本条に定める一定の装置を用いて行われる必要がある。上記のように、本条に定める機械的に大量の不完了呼を発生させる機能を有する装置を用いて不完了呼の発信が行われることにより、電気通信ネットワークの輻輳のおそれを生じさせることとなるものであるから、このような装置を用いて発信行為を行うことを規律の対象とする必要があるものである。

「当該機能により」

不完了呼の発信行為は、本条に定めるような機械的大量不完了呼の発信が可能となる

⁵ なお、ワン切りが有線電気通信ネットワークを介して行われる場合（例えば、地域通信事業者が提供する電話サービスに加入して、各住宅、事業所、あるいは企業内有線LANなどから行うもの。）であれば本条が適用になることはいうまでもないが、一部が無線通信ネットワークを介して行われるワン切り（例えば、携帯事業者が提供する携帯電話サービスに加入して携帯電話端末やPDA端末から当該携帯事業者の基地局へ向けて、あるいは地域通信事業者が提供するFWAサービス等に加入してモデム内蔵型パソコンから当該FWAの無線局へ向けて、電波を飛ばして行うもの。）であっても、ワン切り行為が行われれば直ちに電気通信ネットワークに輻輳等を生じさせるおそれが発生するものであり、電気通信ネットワークの安全性及びこれに対する国民の信頼を確保する観点からは、これら2つの場合を区別する理由はないことから、これらの行為に対しては、等しく処罰規定が適用される。したがって、ここでいう「電気通信を行う装置」は有線、無線を問わないものである。

機能を有する装置を用い、その機能によって行われる場合に、有線電気通信ネットワークに対する危険性を生じさせることになる。そのため、本条においては「当該機能により」符号を送信することを要件としているものである。このため、本条に定めるような機能を有する装置を使用して符号の送信行為を行ったとしても、本条に定める機能によって行っていない場合には、本条の対象とはならない。

「符号を送信した」

「符号を送信した」とは、相手方の端末に符号を送信する行為を行ったということである。電気通信番号等の通信の相手方の端末において受信することになる符号は、機械的には発信側の加入者交換機において信号として発信される仕様になっているものであるが、発信者がそのような信号の発信に結びつく行為を行うことが、ここでいう「符号を送信」に当たるものである。したがって、交換機のトラブル等により現実には相手方の端末において符号を受信しなかったような場合であっても、本罪の成否には影響しないものである。なお、この「符号を送信した」時点をもって本条に定める機械的不完了呼発信罪は既遂となるものである。逆にいえば、装置を用意しただけあるいは電気通信回線に接続しただけでは犯罪は成立しない（本条には未遂犯規定はないので、未遂犯に問われることもない）。また、本罪は1回の符号の送信行為ごとに一罪が成立するものであるが、近接した時間内に多数回の送信行為が行われたような場合にはいわゆる包括一罪に該当する行為として、一罪と評価されることになるものと解される。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十三条の二又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金を科する。

【趣旨】(第13条の2関連)

本条は、法人の代表者等がその法人の業務に関し、第13条の2に違反する行為を行った場合の両罰規定である。

第13条の2においては、事業者が行う行為に限って機械的不完了呼発信罪の対象としている。これは、社会的に問題となっているワン切りは、受信者に有料番組を聞かせたり、広告等を聞かせたりすることにより、自己の利益に結びつけることを目的として行っているものであるため、営利事業を営む者が行う行為に限って規制の対象としているものである。

そうだとすると、事業者たる法人又は人の業務に関してワン切りが行われた場合、当該行為者のみを処罰したとしても、背後にいる法人等に対して適切な制裁が科されなければ、同種の違反行為を抑止することは不可能であり、規制の実効性を上げることは困難である。以上より、第13条の2に違反する行為については両罰規定を置くことにするものである。